

## 「北九州市水産物流通勉強会」参加募集要項

### 1 事業の目的

漁獲量の減少や消費者の魚食離れ、漁協や漁師から直接飲食店や消費者が魚を仕入れる市場外流通の拡大など水産物の流通は著しく変化しています。

一方、青果や水産物の安定供給を担っている北九州市中央卸売市場は、開設から40年以上が経過し、老朽化が著しいため再整備を検討しています。

この勉強会は、変化の著しい水産物流通の現状を的確に把握するとともに、本市が持つ水産物のポテンシャルを最大限に引き出し、今後の水産物流通のあり方や市場再整備計画への反映、水産物のブランド化などを検討する目的で開催します。

### 2 参加申込書の概要

#### (1) 参加申込書の内容

様式に沿って、「事業者名」や「ご出席者」等を記載してください。

### 3 応募資格

(1) 応募者は、「1 事業の目的」に関心がある企業(法人)を原則とします。

(2) 次のア・イのいずれにも該当しないこと。

ア 次の申立てがなされている者。

(ア) 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て

イ 次に該当する者。

(ア) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

(イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、

- 若しくは関与していると認められる者
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (カ) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

※上記の応募資格を満たしている応募者に対しては「第1回北九州市水産物流通勉強会」の案内を送付します。資格を満たしていないと判断した場合には、勉強会に参加できない旨を通知いたします。

#### 4 スケジュール

- (1) 募集要項の配布 平成30年9月10日(月)から9月21日(金)
- (2) 参加申込受付期間 平成30年9月10日(月)から9月21日(金)
- (3) 会議の開催案内等通知(電子メールにて) 9月28日(金)
- (4) 勉強会は3回程度予定
- ・第1回 水産物流通の現状と課題について 10月末頃
  - ・第2回 市場再整備事業について(現地視察を含む) 11月末頃
  - ・第3回 第1回及び第2回の振り返りと具体的なアイデアや事業提案の募集について 平成31年1月
- ※ 日程及び内容は変更になる場合があります。

#### 5 募集要項及び参加申込書の配布

募集要項及び参加申込書は、北九州市ホームページへ掲載するとともに、北九州市産業経済局総務政策部総務課窓口でも配布します。

(募集要項及び参加申込書配布窓口)

- ① 北九州市ホームページから様式をダウンロードする場合  
北九州市ホームページ <http://www.city.kitakyushu.lg.jp> から「北九州市水産物流通勉強会」を検索し、様式をダウンロードしてください。
- ② 窓口で受け取る場合  
配布場所：北九州市産業経済局総務政策部総務課  
(北九州市小倉北区城内1番1号 市役所本庁舎7階)  
電話：093-582-2190

#### 6 参加申込書の提出

- (1) 受付期間及び提出方法
- ア 受付期間 「4 スケジュール(2)」のとおり

- イ 提出方法 持参又は郵送又は電子メール  
ウ 提出先 〒803-0851 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所本庁舎7階  
北九州市産業経済局 総務政策部 総務課

- (2) 提出書類 北九州市水産物流通勉強会参加申込書  
※参加申込書の受付締め切りは、平成30年9月21日(金)必着です。

## 7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とし、勉強会に参加できません。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合。
- (2) 「3 応募資格」を満たしていないと判断した場合。
- (3) その他、不適格と北九州市が判断した場合。

## 8 留意事項

- (1) 参加申込書は返却しません。
- (2) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

## 9 担当窓口

北九州市産業経済局総務政策部総務課  
北九州市小倉北区城内1番1号 市役所本庁舎7階  
電話：093-582-2190  
電子メール：san-soumu@city.kitakyushu.lg.jp